

## まちづくりの方針の検討

### 1.上位・関連計画の将来像・方針

#### 第2次久喜市総合振興計画 (第3期久喜市総合戦略)

##### 【将来像】

人が笑顔 街が元気 自然が豊か  
久しく喜び合う住みやすいまち 久喜

#### 新市基本計画

##### 【将来像】

豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市  
～人と愛、水と緑、市民主役のまち～

### 久喜市都市計画マスターplan

#### 【基本理念】

市民の力で魅力ある文化田園都市づくり

#### 【将来都市像】

##### ●住と職が織りなす活力創造都市

自然と調和した土地の保全と活用を図りつつ、**市街地の整備、住環境の改善**、産業空間の形成により、本市が持つ多様な活力が創造された都市を目指します。

##### ●地域の魅力を高める交流推進都市

都市の内外を結ぶ道路体系や、**誰もが安心して利用できる移動環境の創出**、さらに、交通環境の発展とともに**新たな出会いを生み出す観光機会を創出**することにより、**地域の経済活動**や潜在的な**魅力の向上**が実現された都市を目指します。

##### ●ゆとりと潤いあふれる環境共生都市

都市における憩いや、心の安らぎを与える緑あふれる環境、水辺や資源循環に配慮された空間や施設、**歴史や地域資源を尊重したまち並みや景観を創出**することにより、環境との共生が実現された都市を目指します。

##### ●人に優しい安心定住都市

**地震や洪水などの自然災害に強い都市の構造**、交通事故や犯罪の発生を未然に防ぐ地域の環境が確保され、また、人に優しい環境や仕組みを持った、**誰もが安心して定住**することのできる都市を目指します。

### 久喜市地域公共交通計画

#### 【公共交通の基本理念】

##### ■久しく喜び合う住みやすいまち 久喜 を支える公共交通システムの実現

・第2次久喜市総合振興計画で設定された目指すまちの将来像を実現するために、次の視点で、公共交通システムを構築していきます。

①こどもから高齢者まで、誰もがわかりやすい公共交通

②人々の賑わいや企業の活気を支える利用しやすい公共交通

③快適で環境にやさしい公共交通

④住みやすいまちを支える持続的な公共交通

#### 【公共交通の基本方針】

##### ■基本方針1

・こどもから高齢者まで、誰もがわかりやすく使いやすい公共交通への改善

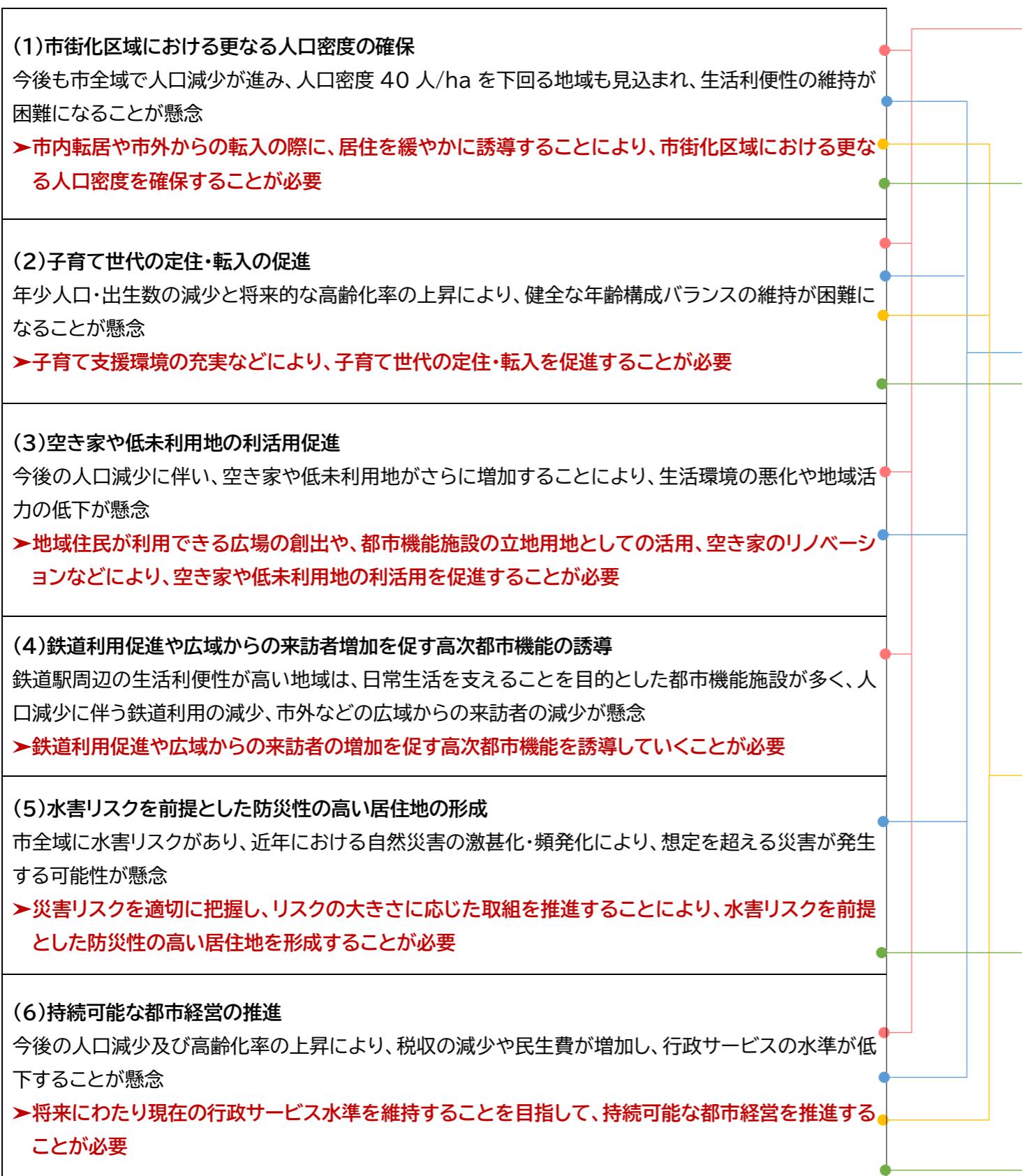
##### ■基本方針2

・**広域アクセスやまちづくりと連携した持続可能な公共交通ネットワークの構築**

##### ■基本方針3

・新たな技術やサービスの活用による**公共交通の利便性向上**

## 2.久喜市の都市構造上の課題



## 3.まちづくりの方針(案)

### 方針1 都市機能の誘導

多様な都市機能の維持・充実と低未利用地の活用による魅力ある拠点の形成

- ・久喜市を代表する中心的な拠点では、公共施設の再配置や官民連携等による複合施設などの高次都市機能、テレワークに対応した業務機能など、多様な機能の維持・充実を図ることにより、都市の魅力を高めます。
- ・地域の核となる拠点では、商業・医療など日常生活を支える都市機能の維持・充実を図るとともに、まちづくりプロジェクトの推進等により、地域の魅力を高めます。

### 方針2 居住の誘導

子育て世代等の転入や地域文化の継承を促す居住環境の形成

- ・市街化区域において、顕著な人口密度の低下が見込まれている栗橋駅周辺や菖蒲町菖蒲周辺を中心としつつ、各拠点周辺へ緩やかに居住を誘導します。
- ・公共交通でアクセスしやすいエリアにおいて、保育園等の子育て支援施設の立地誘導を図るとともに、スポーツができる公園や緑地等の整備を推進することにより、子育て世代が快適に暮らせるみどり豊かな居住環境を形成します。
- ・将来にわたる生活利便性の維持・充実を図るとともに、久喜提燈祭りなどの地域文化を継承する担い手を確保するため、低未利用地を活用した交流の場を創出し、豊かなコミュニティを育む居住環境を形成します。

### 方針3 公共交通の充実

拠点を結ぶ誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの維持・充実

- ・自家用車に頼らず、多くの都市機能へ容易にアクセスが出来るように、都市機能や居住の誘導を図る拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実を目指します。
- ・子どもから高齢者まで、誰もが利用しやすい公共交通環境を整備します。

### 方針4 防災

水害等のリスクとの共存を目指した防災・減災対策の推進

- ・深い浸水等が想定されているエリアでは、市外などへの広域避難を基本としつつ、長距離移動が困難となる高齢者の増加等を見据え、水害等による被害を軽減する土地・建物の工夫を促進し、安全な居住環境を形成します。

※防災指針(災害リスク分析)の検討を踏まえ、方針を追加予定